

青森県むつ市へのふるさと納税の代理寄附受付について

1 概要

会津若松市交流市町災害時相互支援に関する協定（令和7年7月9日締結）に基づき、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震により被災した青森県むつ市より、ふるさと納税の代理寄附受付の要請があつたため、本市として同市へのふるさと納税の代理寄附受付を行うものです。

2 代理寄附について

代理寄附は、被災していない自治体が被災自治体に代わり寄附金をお預かりする仕組みです。被災地の職員の方々が災害復旧や避難所での活動に専念できるよう、ふるさと納税ポータルサイトでの被災地支援サイトを通じた寄附受付、寄附金受領証明書等の必要書類の発行等の寄附後の事務処理を代理して行うものです。

なお、お預かりした寄附金は、青森県むつ市にお渡しします。

3 代理寄附の受付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年2月28日（土）

4 寄附の方法

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」「さとふる」「ふるなび」の各サイトの災害支援の寄附受付ページから寄附手続きが行えます。

サイト名	寄附受付ページ	
ふるさと チョイス	ふるさとチョイス災害支援	
さとふる	令和7年12月青森県東方沖地震 災害緊急支援寄付	
ふるなび	ふるなび災害支援	

5 その他

寄附者への返礼品はありません

【本事業に関するお問合せ】

ふるさと納税、代理寄附に関するこ

産業部商工課ふるさと納税推進室（内線 4108、4109）

災害時相互支援協定に関するこ

市民環境部防災危機管理課危機管理担当（内線 3402）